資料３

HIGASHIOSAKA



東大阪市の人口動態と子どもに関する取組状況

東大阪市企画財政部
企画室企画課



Ⅰ－Ⅰ　東大阪の人口関連情報　まとめ

（１）**推計人口（令和7年4月1日時点）：484,651人（前年比203人減）**
過去の減少幅と比較すると、減少傾向に歯止めがかかってきている。
令和4年：3,343人減、 令和5年：2,026人減、令和6年：1,610人減

（２）**令和7年7月1日時点の推計人口：485,477人。昨年同月（485,394人）と比較すると、83人増。**
（平成22年8月以来15年ぶり）10月1日も前年同月比を上回る。

（３）社会増減については、令和6年 は**3年連続の転入超過**となり、超過数は**府内3番目**
1位：大阪市：16,090人、2位：吹田市： 2,024人、3位：東大阪市： 1,384人

（４）自然増減は令和6年は**3,607人の減**
出生数は令和4年に3,000人を下回り、令和6年に2,800人台に突入　（国：R6　68万6061人）
令和4年：2,986人（3,000人を下回る）
令和5年：2,979人
令和6年：2,835人（2,800人台に突入）

（５）令和6年中は転入超過であるものの、0～4歳：**99人転出超過**、5～9歳：**6人転出超過**であり、
子どもファーストを掲げる本市としては、この世代の改善が今後の課題である。

Ⅰ－２　東大阪の人口関連情報　基礎自治体における人口増減の要素

１　自然増減　出生者と死亡者

⇒いままでの少子化対策では限界があり、結婚・出産への支援にどう向きあうか
こども家庭庁は「結婚の希望の実現」と「希望通りの人数の出産と子育て」に向けた対策として打ち出している。また結婚出産について大阪府も計画策定にあわせ詳細なアンケート、分析を行っている。

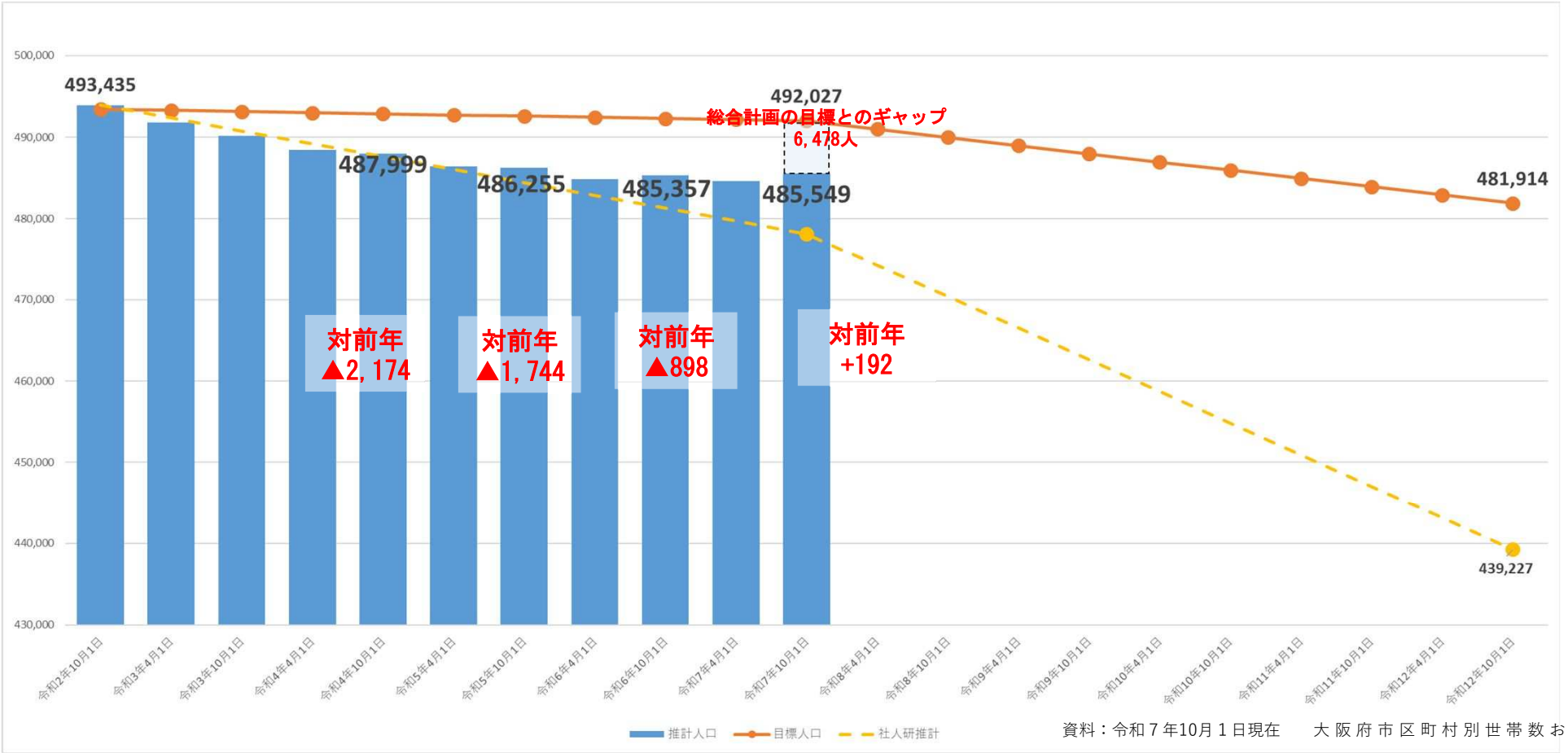
２　社会増減　他の自治体から東大阪への転入
東大阪から他の自治体への転出
海外から東大阪への入国
東大阪から海外への出国

⇒他の自治体からどれだけ集めるか。（日本全体で少ない人口の取り合い）
※2024年外国人を除いた日本人の人口は、1億2156万1801人で、2023年の同じ時期と比べて86万1237人、率にして0.7%減りました。調査を始めた昭和43年以降、減少数・減少率ともに最大。平成21年の1億2707万人をピークに15年連続の減少。

※国は、地方創生という名目で自治体間での取り合いを促している。

Ⅰ－３　東大阪の人口関連情報　本市の推計人口

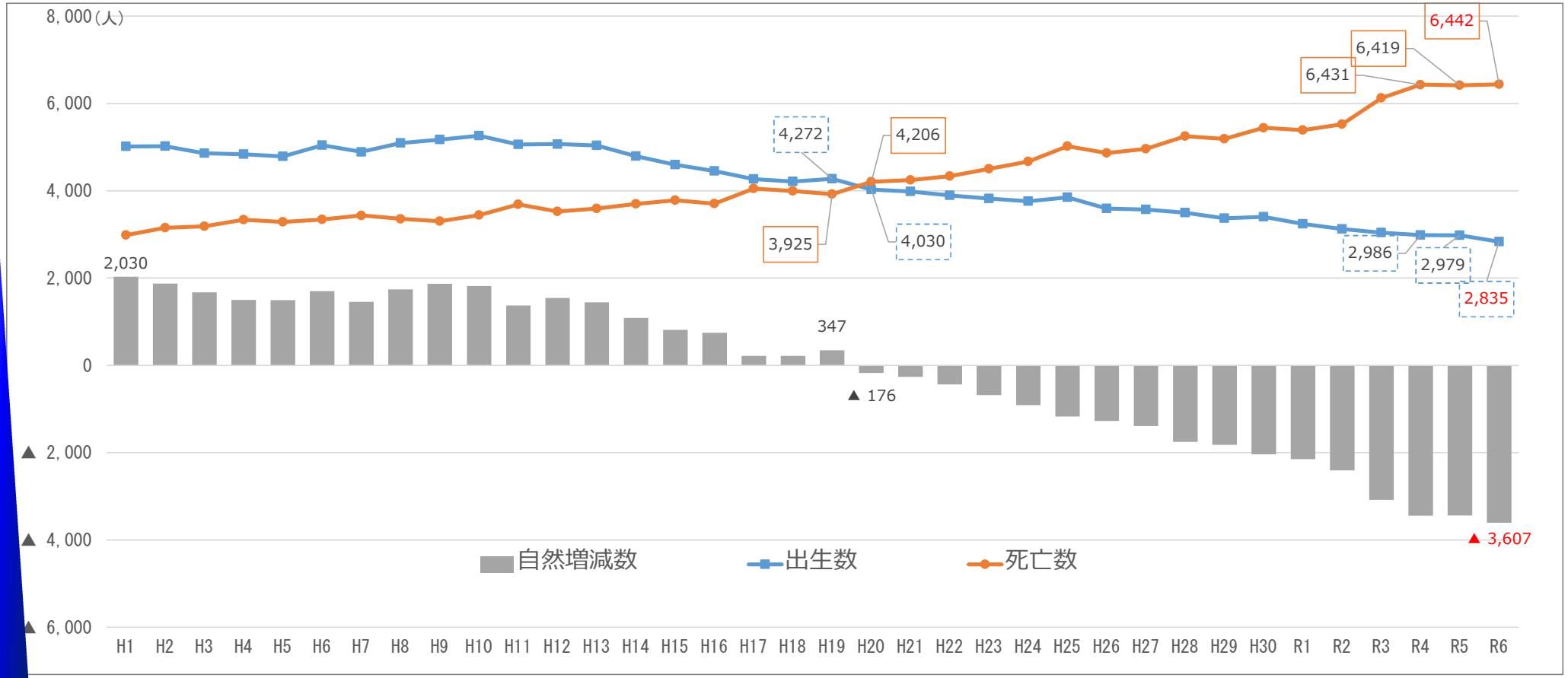
R7年10月1日時点の人口実績（国勢調査を基にした推計人口）　（a）：485,549人
第3次総合計画の目標値（R7年10月1日時点）　（b）：492,027人　（a）-（b）＝▲6,478人



資料：令和７年10月１日現在　大阪府市区町村別世帯数および人口）

Ⅰ－４　東大阪の人口関連情報　東大阪における自然増減

・令和6年(2024年)1月～12月の東大阪市の自然増減は、出生数2,835人、死亡数6,442人で3,607人の自然減
・届出ベースでは令和3年度より死亡数が6,000人を超え、令和4年度より出生数が3,000人を下回る

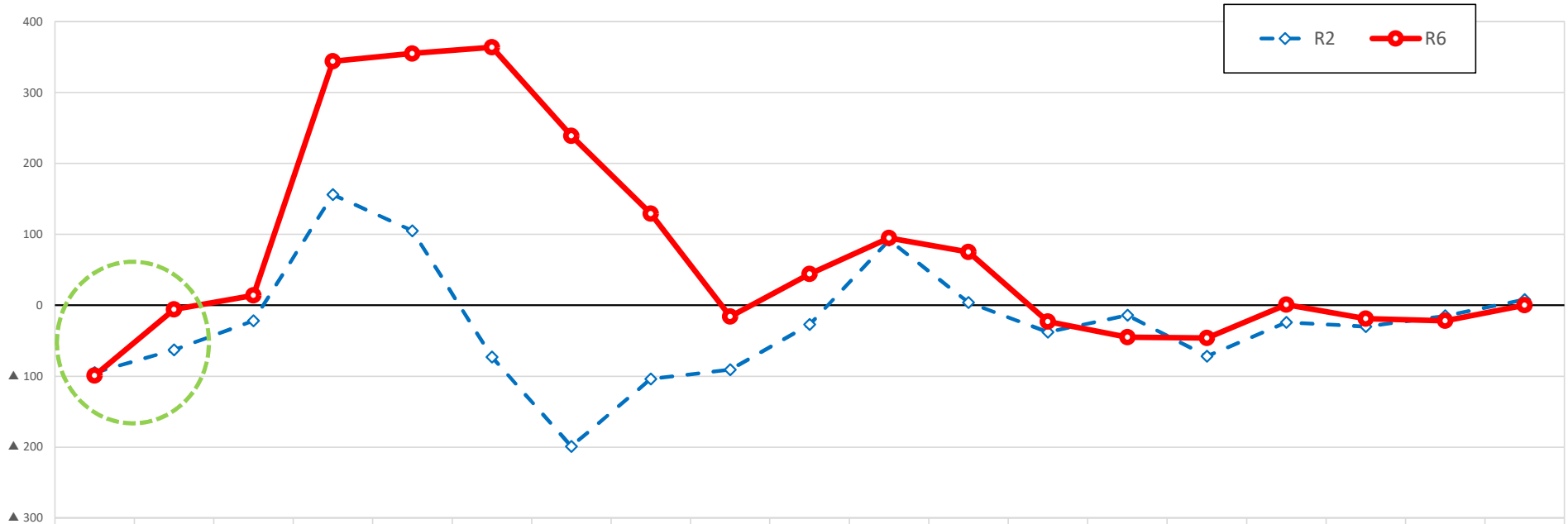


資料：東大阪市統計書

Ⅰ－５　東大阪の人口関連情報　東大阪市の人口移動状況の報告　（社会増減）

東大阪市（日本国内）の住民票の異動（転入と転出の差）の状況（年齢階層別）

転入超過数（人）
（▲は転出超過数）

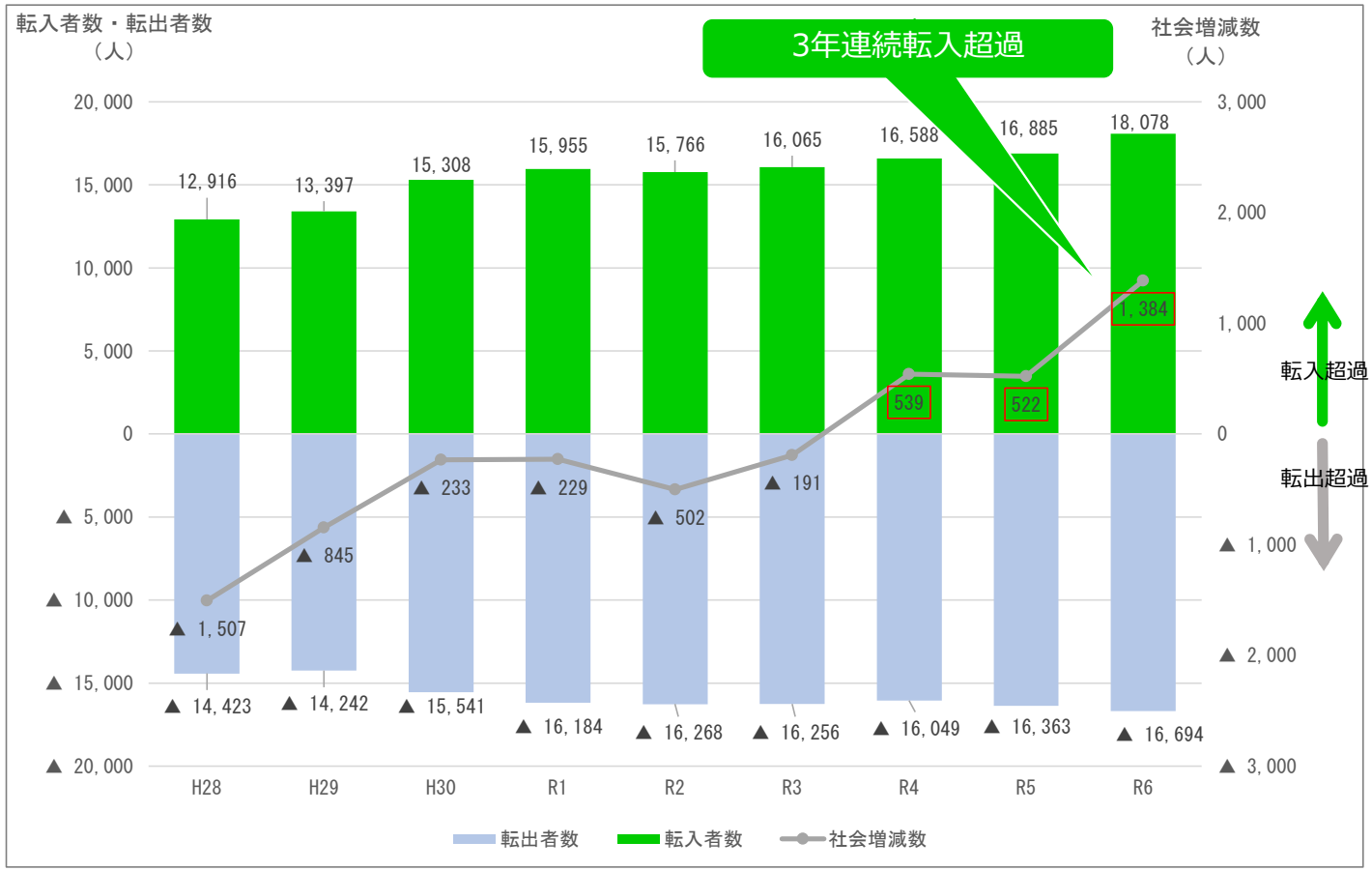


	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90以上
R2	▲ 95	▲ 63	▲ 22	156	105	▲ 73	▲ 199	▲ 104	▲ 91	▲ 27	92	4	▲ 38	▲ 14	▲ 72	▲ 24	▲ 30	▲ 15	8
R6	▲ 99	▲ 6	14	344	355	364	239	129	▲ 16	44	95	75	▲ 23	▲ 45	▲ 46	1	▲ 19	▲ 22	0

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

Ⅰ－6　東大阪の人口関連情報　社会増減の府下比較

東大阪市と他市（日本国内）の住民票の異動（転入と転出の差）の状況



転入超過数の内訳（人）

	R4	R5	R6
日本人＋外国人	539	522	1,384
日本人	294	455	940
外国人	245	67	444

R6年大阪府内 転入超過トップ5

	市町村名	転入超過数（人）
1	大阪市	16,090
2	吹田市	2,024
3	**東大阪市**	**1,384**
4	茨木市	730
5	島本町	666

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

・令和6年（2024年）1月～12月の東大阪市では転入18,078人、転出16,694人で1,384人の転入超過（3年連続）

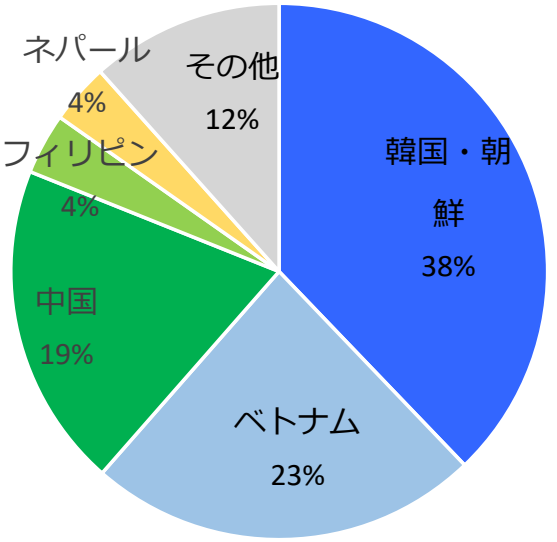
Ⅰ－７　東大阪の人口関連情報　・・・外国人の推移

東大阪市には22,355人の外国人住民の方々が住んでいます。国籍別にみると、
韓国・朝鮮籍、ベトナム籍、中国籍の順となっています。
近年、ベトナム籍の方が増加しており令和5年には中国籍の方より多くなっています。

東大阪市の外国人住民の国籍別の割合

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和6年
韓国・朝鮮	9,480	9,144	8,876	8,632	8,462
ベトナム	3,079	3,343	3,818	4,512	5,278
中国	3,908	3,727	3,906	4,015	4,384
フィリピン	589	629	662	739	822
ネパール	183	221	450	614	810
その他	1,483	1,376	1,666	2,102	2,599
総数	18,722	18,440	19,378	20,614	22,355

R6年末時点の割合



ハローワーク布施管内
外国人労働者数　　12,773人（府下4位）
外国人雇用事業所数　2,408　　（府下4位）

Ⅰ－８　東大阪の人口関連情報　：特筆すべきデータ

■不登校者数
令和５年度　：小学校 458人、中学校 705人　合計 1,163人
令和６年度　：小学校 475人、中学校 826人　合計 1,301人

■いじめ件数
令和５年度：小学校 1,456件、中学校 899件　合計 2,355件
令和６年度：小学校 1,320件、中学校 929件　合計 2,249件

■児童虐待対応件数
令和６年度　：1,703件

■若年妊娠数（19歳以下）
令和６年度：30人　　※令和６年度全妊娠届出数：計3,112人

■ひきこもり数（15歳～64歳人口の２％で推計）：5,965人
※令和6年10月1日現在の市内関係機関での実支援人数は372人

■自殺者数
令和6年：63名（30歳未満９名うち2名が20歳未満）

Ⅰ－８　東大阪の人口関連情報　：特筆すべきデータ

■生活保護の対象
令和7年3月末現在：世帯数：13,122（うち母子世帯数：528 ）、被保護者数：16,031

■ひとり親家庭医療の対象
令和7年８月末現在：世帯数：3,542世帯、
対象者数　ひとり親の親：3,542人　ひとり親の子：5,463人

■全国標準学力調査の平均正答率の対全国比
令和５年度：小学校 93%　中学校 88%

■障害者手帳所持者数　令和5年4月1日現在
身体障害者：18,197人（うち　0～17歳 282人、18～39歳 801人）
知的障害者：5,018人（うち　0～17歳 1,290人、18～39歳 2,092人）
精神障害者：5,912人（うち　0～17歳 297人、18～39歳 3,178人）

2－1　子どもファーストの取組　全体像

①認知・共有

2023年
STEP 1

自分ごと化
～主体性をもって考える～

全部局からなるこどもファースト推進本部の立ち上げ

②展開・共有

2024年　STEP 2
見える化

「子どもファーストロードマップの策定」

③行動

2025～2026年　STEP 3
具体化・発信

～子どもファーストのブランディング化、市内外に向け情報発信～

次世代への投資を加速

★保育料無償化、在宅子育て家庭への支援、小中学校給食の無償化、修学旅行無償化、塾代助成（所得制限有）★

子どもファースト基盤の整備

★自治体版子ども計画、こども家庭センター、
子どもの権利条例、こども子育てDX
こどもの意見を聞く手法、こどもの居場所★

beyond
子どもファースト

全世代ウェルビーイングへ

２－２　子ども若者の意見を聞く取組：地方創生ラウンドテーブル

（地方創生ラウンドテーブルとは）
①無作為抽出の市民と公募の中学生からなる世代を超えた会議。（48名）
②会議の進行はシナリオなし、身近な問題を行政任せにせず、「自分ごと」として捉え、市民ができること、地域ができること、行政ができることを考える。

（令和７年度「ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル」のテーマは）
テーマ：「子ども・若者が夢を叶えられるまちづくり」
子ども・若者が夢や希望を持つことができるまちづくりについて話し合いました。子ども・若者当事者だけでなく、さまざまな世代の方々が交流しながら、子ども・若者が自分らしくいられる「未来のまち」の姿を考えました。



「実は大人がこどもの夢にふたをしているのでは！！」
（本年1月号の市政だよりも是非とも見てください！！）

2－2　子ども若者の意見を聞く取組：地方創生ラウンドテーブル











2－2　子ども若者の意見を聞く取組：地方創生ラウンドテーブル

子ども・若者が自由に夢を描けるまち

提案	1.	子どもが多様な大人や職業に出会うリアルな体験機会を増やすことで、将来の選択肢を広げるきっかけをつくる
提案	2.	家や学校以外に、子どもがホッとできる「居場所」やナナメの関係の「相談相手」をつくる
提案	3.	大人が子どもの話を「聴く」姿勢を持つために、大人の意識改革と心と時間に余裕を持てるような支援を進める
提案	4.	スポーツ・文化大会やアイディアコンテストなどを通じて、子どもの「やってみたい」を形にする
提案	5.	ルールとマナーを共有し、お互いの文化を学び合える「国際交流都市」をつくり、多文化共生社会を実現する
提案	6.	地域全体で「おせっかい」を焼き合い、誰もが孤立せずに繋がり合える温かいコミュニティを構築する
提案	7.	道路整備、交通安全対策、医療体制の充実や、インターネットや性のリテラシーを高める研修の実施など、安心して暮らせる生活基盤を整える

２－２　子ども若者の意見を聞く取組：地方創生ラウンドテーブル

そもそも「夢」って何？

今年度のテーマは「子ども・若者がほうを叶えられるまちづくり」。そもそも「夢」とはいったい何でも議論されました。

「夢」に、限ました。

「やらのしてたっしでたみやなきにた生くに、自「分いき、」方「をおが「こ思い幸なっくもとういしせな描いだ感てこの、よくった、決う「夢」自しな分て身」直な楽、素きなと、の大近だ持やか会気標みのな目しこ発職来捉出の将はを定、でち特ら議、・ら指えもわを考どかとに子かこ的「にの体る形ち主げやまが掲さる人がきく、本市大で、阪の援応大夢な東、境りでそ環守のこ的見もら済るか経めすだや止り、個」たの状受らいれもたにけよかせ付も置定しての否押っ々を、わり変、いたでは思れ中と「ら途」の共でう夢いて性い「思じ向と、とし、たをのるうと論生あま然漠人でし議境を全て環夢域えやが地考長者、と成若ずすと、ら指えもわを考どかとに子かこ的「にの体る形ち主げやまが掲さる人がきく、本市大で、阪の援応大夢な東、境りでそ環守のこ的見もら済るか経めすだや止り、個」たの状受らいれもたにけよかせ付も置定しての否押っ々を、わり変、いたでは思れ中と「ら途」の共でう夢いて性い「思じ向と、とし、たをのるうと論生あま然漠人でし議

い手れっとのさい」つ倒と一圧」たのにいりめ」た送た実しをる現に日す「顔毎に、笑なせみをん幸込人こをり「囲絞、」た。周にもし、いや的てまた身体くりり自具ななり分でめにで自階込うり分、段りよ自しい絞るな現早。えん実をい考こを業なと「性職ねだは向いかのと方たいなな夢のりま夢、そなしなはは。て派の業すれ立た職でら、方縛がされ、体さりえに有あ考」自共でう夢いて性い「思じ向と、とし、たをのるうと論生あま然漠人でし議

境を全て環夢域えやが地考長者、と成若ずすと、ら指えもわを考どかとに子かこ的「にの体る形ち主げやまが掲さる人がきく、本市大で、阪の援応大夢な東、境りでそ環守のこ的見もら済るか経めすだや止り、個」たの状受らいれもたにけよかせ付も置定しての否押っ々を、わり変、いたでは思れ中と「ら途」の共でう夢いて性い「思じ向と、とし、たをのるうと論生あま然漠人でし議

夢は変えがまい体。

誰化ら一すかにれ人に応るひ与じまとえてちり

失たし敗温しょをかうれず包容挑戦力し、あたる環境と立ち地域止まる全体でことがんでいくもことでも、何度そが、東大阪市直すことが目指すこと。そうしでは。

恐く、か。

2－3　子ども若者の意見を聞く取組　アンケートとインタビュー

「夢」に関するアンケート（回答数：3,846件）

▼実施方法（内訳）

●市内イベントの来場者　764件

2025年10月11日 マスターズ花園	140件
2025年11月9日 待ち合わせは市役所で	271件
2025年11月15日 こーばへ行こう！	13件
2025年12月9日 ナウルパビリオンオープニングイベント	291件
2026年1月12日 二十歳の記念式典	50件

●対面インタビュー　約40団体309件

当事者（2025年10月～12月）	281件
支援者（2025年10月～12月）	28件

●ラウンドテーブル参加者（2025年10月）　38件

●LINE（2025年11月～12月実施）　2,735件

「結婚」に関するアンケート（回答数：125件）

●対象：高校生・大学生

●方法：WEBアンケートを実施

●期間：2025年10月～12月

「定住」に関するアンケート（回答数：125件）

●対象：令和7年度二十歳の方

●方法：WEBアンケート（50件）
　　対面（75件）

●期間：2025年12月～2026年1月

「子どもファースト」の取組みに関する世論調査

●2月下旬以降に公表（COMING　SOON）

２－３　子ども若者の意見を聞く取組　アンケートとインタビュー

【目的】（仮称）東大阪市子ども・若者計画の策定段階から、現場に直接出向き、子ども・若者当事者やその周囲の支援者の声を幅広く伺うことで、市民そして関係者の皆様も「自分ごと化」できる計画をめざす。



【実施期間】令和７年１０月～１２月

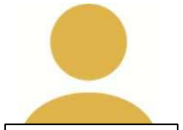
【これまでのインタビュー実施数】※令和７年12月19日時点
２４３名（子ども・若者１５９名、保護者１２名、支援者７２名）
（インタビュー先）別紙参照



【主な質問項目】
当事者：東大阪市の魅力、休みの日に過ごす場所、
困ったときの相談先、あったらいいなと思うこと、
情報収集の方法、住み続けたい・住みたいと思えるまちに必要なこと等
（高校生・大学生に向けて）進学や結婚、将来のこと
支援者：全国的なトレンドや現場で感じる支援対象者の変化、支援が上手くいった事例、
つながりにくさ・支援のはざま、あったらいいなと感じる支援や仕組み・サービス
その他「若者・子育て世代に選ばれるまち」になるために必要な視点

2－3　子ども若者の意見を聞く取組　アンケートとインタビュー

【②小学校・中学校】



児童・生徒

自宅での過ごし方やほしい居場所

・家や友達の家、公園、図書館、ショッピングモール、ファーストフード店
・家ではLINEでビデオ通話やゲーム、YouTubeを見ることが多い。

・近場の公園では野球ができない。
・遊べる場所が減っている。
・静かに勉強できる場所、友達と話しながら勉強できる場所や地域と交流できる場所があればいい。

困ったときの相談相手

・家族（親）
・仲のいい友達

将来の夢

一級建築士、理学療法士、美容師、料理人、パティシエ、声優、イラストレーター、野球選手、ユーチューバー、司法書士、先生、公務員、パイロット、IT企業に勤めたい、アニメグッズのデザインやイベント運営、シャチの調教師、音楽関係、安定が欲しい



教員

最近の子ども･保護者の変化

・家庭でのコミュニケーションが不足している。（不登校の原因にも）
・昼休みに外で遊ぶ子どもが減った。放課後や休日も同じだと思う。

支援するうえでの難しさ

・マンパワーが足らず、十分に支援ができない。（子どもの夢を後押しする等）
・支援学級が必要と判断されても、保護者の合意がなかなか得られない。一方で必要性が低いと判断されても、保護者の強い希望があるケースも。
・直接編入する外国籍の家庭が年々増えており、コミュニケーションが取りづらい。
・LGBTの子どもへの支援

あったらいいなと思うこと

・学校・地域間の連携を強めたい。教員だけでは人手が足りない。地域の人の手を借りて一緒にできる仕組みがあれば。
・外国籍の子どもたちのために、東・中・西に１ヶ所ずつ日本語教育に注力できる場所があるといい。
・ふれあいルーム（不登校支援）が複数箇所にあればいい。

２－４　子ども若者計画

１　東大阪市がめざす姿：若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

～（仮）子ども・若者が自由に夢を描けるまち東大阪 ～

東大阪市第3次総合計画では、将来都市像を「つくる・つながる・ひびきあう―感動創造都市　東大阪」の実現に向けた3つの重点施策のうちのひとつに「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」を掲げ、将来にわたってまちの活力を維持するため、「住みたいまち」「住み続けたいまち」をめざし、若者・子育て世代が、自信の希望するライフスタイルを送れるように支援し、子育て環境、教育環境、住環境の充実に取り組んでおり、令和4年度から3か年連続での社会増や令和7年7月以降の昨年同月比の推計人口が13年ぶりに上回るなど一定の効果が目に見える形になりつつあります。

また、こども基本法とこども大綱は、市町村に対し「こどもまんなか社会」の実現をめざし、包括的かつ一体的なこども・若者施策と少子化対策　の推進と、こどもを「権利の主体」として位置づけ、人格形成と自立の支援、意見表明と社会参画の保障によりこどもが夢を持ち、それを語り、実現に向かうことを求めています。

本計画では、これまでの取組やこども基本法をふまえ、夢は「こどもの権利」であり意見表明や自己決定のあらわれであり「まちの鏡」として地域の安心感や多様性、社会とのつながり、貧困や孤立の支援の度合いを映し、「まちの未来」を創造するという考えのもと「みんなの夢を応援するまち　東大阪」をテーマに策定します。

２－４　子ども・若者計画

２　計画期間：2026年4月1日～2028年3月31日（2年間・企画課所管）

★2028年4月1日に子どもの未来応援プランと統合し
東大阪市こども計画として一体化

３　計画の対象年齢：

こども基本法においては、「心身の発達の過程にあるもの」と「こども」を定義しており、年齢で一律に区切らず、支援が切れ目なく届くよう配慮しています。また、こども大綱では、「若者」を思春期及び青年期（13歳～30歳未満）と整理し、ポスト青年期として30歳～40歳未満のうち社会参加に困難を抱える者など一部を施策対象としています。本計画では、30歳未満を基本としながら、ポスト青年期の困難を抱える者の一部に加え、当事者である子ども若者を直接支えている保護者及び家庭、子育てと育ちを支える方々までを対象とします。
（子ども・若者、保護者、支援者）

２－４　子ども・若者計画

４　本計画の法律上の位置づけ

①子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村計画
②少子化対策基本法に基づく市町村計画
③こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画

※こども大綱における少子化社会対策、子ども・若者育成支援推進を盛り込み策定することで貧困対策を担う「子どもの未来応援プラン」とあわせて市町村こども計画に位置づけ。

５　本市における子ども・若者計画の位置づけ

本市が推進している第３次総合計画を上位計画とし、人権、福祉、医療、保健、教育などの他の行政計画と整合性を図るとともに、こども基本法、こども大綱などの新たな視点を加え、すべての子ども・若者やその支援者を応援できる計画とすべく、**子ども・若者やその支援者の意見を聞き、市民目線でわかりやすい表現とすることを心掛ける。**

また、2027年度中に制定する（仮称）子どもの権利に関する条例における子ども施策の推進計画として位置付けるとともに**2028年の東大阪市こども計画一体化に向け「子ども・若者支援」「少子化対策」の要素を盛り込む。**

（参考）子どもファーストのまち東大阪の発信

Instagram



@HIGASHIOSAKA_CHILDREN_FIRST

特設サイト

